

概要版

第2次人吉市障がい者計画

～誰もが互いに人格と個性を尊重し ともに支え合い
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし～



令和2年3月
人吉市

■計画策定の目的

本市では、平成 20 年度に第 1 次人吉市障がい者計画（きらきらささえあいプラン・平成 20 年度～ 29 年度までの 10 年間）を策定し、障がいのある方への福祉施策を推進してきました。

この度、障がい者のニーズや、これまで実施してきた施策の成果・課題等を踏まえ、令和 2 年度から新たな計画となる「第 2 次人吉市障がい者計画」を策定することとしました。この計画は、お互いの人格と個性を尊重しながら暮らす、共生社会を実現するためのものです。

■計画の期間

本計画は、障がい福祉計画を包含する長期的な計画として位置づけられることから、この計画期間を令和 2 年度から令和 8 年度までの 7 か年とします。

なお、本計画は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとしします。

■めざす姿

**誰もが互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし**

私たちは、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するため、障がいを正しく「理解」し、「気軽」に声をかけあい「笑顔」で「ともに」生きるまちづくりを積極的に推進します。

■障がい者施策の課題

本計画を策定するにあたって、手帳所持者等の無作為抽出によるアンケート調査、関係団体や障がいのあるご本人等とのヒアリングの結果から障がいの種類や年齢等によってさまざまな課題があることがわかりました。その中でも、次のようなものが、大きな課題となっています。

・障がい理解のための教育・交流機会の充実

障がいのない人の障がい者理解促進のため、幼児期からの交流会、学習会の充実や関係機関への研修会の提供等が必要です。また、さらなる相互理解のため、市民と障がいや病気を持つ人が一緒に参加できるスポーツ大会参加への推進や地域の行事等参加推進への取り組み、さらには、地域住民全体が障がい者を理解するために、「合理的配慮」に関する啓発、学習会等併せて実施していく必要があります。

・相談体制の充実

相談支援専門員の量的確保や、相談内容の複雑化等に伴い、相談窓口で対応する職員の質の向上に関する取り組み、また、相談窓口の相互の連携強化など、総合的かつ適切な支援ができる体制の構築が求められています。

・就労支援の充実

事業所と障がい者の相互理解のため、双方への相談支援及び就職後の継続的な職場支援など福祉、就労、教育分野が連携してきめ細かに行っていく必要があります。

・障がいの早期発見と療育サービスの適切な活用及び充実

子育てに関すること、専門的な療育に関すること、障がい特性を踏まえた専門的な教育を受けたいといった保護者の要望等に対して、教育及び保健・福祉が専門性を高め、関係機関が互いに連携して、個々の障害特性に応じた継続性のある支援を行っていく必要があります。

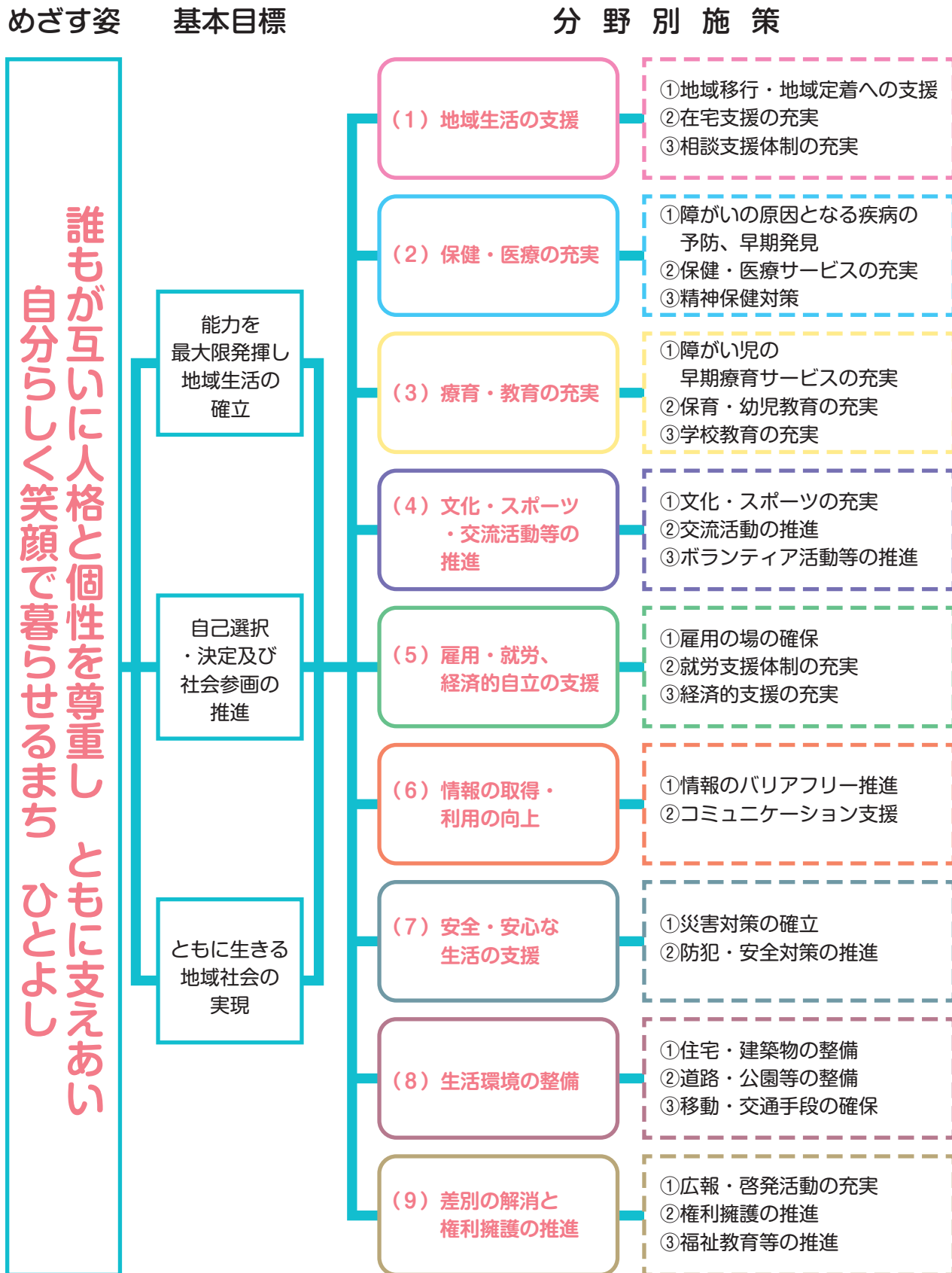
・地域及び関係機関の連携強化

障がいのある子どもを持つ親の高齢化や親亡き後の子どもへの支援に関する不安等、深刻な悩みを少しでも解決するため、個々の障がい特性や障がいのある人一人ひとりのニーズに対応する機関が横断的に連携し支援するなどの支援体制の強化が必要となります。さらに、障がい者本人及び家族への支援と同時に、協議会を通じて、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等の整備）を構築する必要があります。

■分野別施策

本計画のめざす姿を実現するため、分野別に施策を推進します。

計画の全体像



(1) 地域生活の支援

すべての人がそれぞれの地域でその人らしい快適な生活を送ることができるよう、障がいの特性に配慮し、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援に取り組みます。

① 地域移行・地域定着への支援

地域での生活を希望する施設入所者や精神障がい者が円滑に地域生活へ移行、定着できるように取り組みを推進します。

② 在宅支援の充実

障がいのある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、活動の場の確保や必要なサービスの提供を進めます。

③ 相談支援体制の充実

障がいや家族の状況などに応じた、相談しやすい環境づくりに努めます。相談窓口の周知・連携強化を図るとともに、研修会等の開催により、相談員のスキルアップを目指します。



(2) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防等を推進します。また、障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等が提供されるように努め、それらのサービスの充実を図ります。

① 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見

障がいの早期発見・早期療育につながるよう乳幼児健診や相談等の母子保健施策、障がいの一因となる生活習慣病予防等の充実を図ります。

② 保健・医療サービスの充実

関係機関との情報交換会等により、保健事業、精神保健事業などによる疾病予防の実施や適切な医療を受けることができるように、早期対応の仕組みづくりに取り組みます。

③ 精神保健対策

精神科医療機関と連携し、サービスと相談体制の充実を図るとともに、専門家による支援体制の整備に努めます。



(3) 療育・教育の充実

乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がい特性やニーズに応じた支援を進めます。

① 障がい児の早期療育サービスの充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携、ネットワークの形成を進め、療育体制の充実を図ります。

② 保育・幼児教育の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保育所等の環境を整備します。

③ 学校教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。

障がいの有無に関わらず、共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組を推進します。



(4) 文化・スポーツ・交流活動等の推進

文化芸術活動やスポーツを通して、障がいのある人の社会参加や生きがいづくりを促進します。また、障がいのある人も参加しやすい交流活動の場を広げるとともに、ボランティア活動の支援に取り組みます。

① 文化・スポーツの充実

障がいのある人が文化や芸術、スポーツに親しむことで、それぞれの個性を伸ばし豊かな生活を実現できるような取組を推進します。

② 交流活動の推進

障がいのある人たちやその家族同士の交流が深まるとともに、地域の人たちなどとの交流が広がるような機会や場所づくりに努めます。

③ ボランティア活動等の推進

市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、市民活動団体の活動が活性化するよう支援します。



(5) 雇用・就労、経済的自立の支援

障がいのある人の雇用の場の確保や就労の促進に努めるとともに、経済的自立につながるような取り組みを進めます。

① 雇用の場の確保

関係機関が連携し、各種支援策を講じることにより、障がいのある人の雇用の場が確保されるように努めます。

② 就労支援体制の充実

関係機関が連携し、就労相談から就労移行まで、個々の障がいに対応した支援体制の拡充に努めます。

③ 経済的支援の充実

障がいのある人の生活安定を図るために、就労における収入の確保やサービス利用時の費用負担軽減、手当の支給などを行います。



(6) 情報の取得・利用の向上

障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。また、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションの推進を図ります。

① 情報のバリアフリー推進

必要な情報を容易に取得できるような方法の普及と、さまざまな広報手段を活用した情報の提供に努めます。

② コミュニケーション支援

障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成・派遣、用具の給付を行います。



(7) 安全・安心な生活の支援

障がいのある人もない人も、誰もが安全で快適に生活できるように、安全、安心でやさしい生活環境づくりに取り組みます。

① 災害対策の確立

災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援します。

② 防犯・安全対策の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策を推進します。



(8) 生活環境の整備

障がいのある人が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、安全、安心でやさしい生活環境づくりに取り組みます。

① 住宅・建築物の整備

安全かつ快適に利用できる建築物や住宅の整備を図ります。

② 道路・公園等の整備

すべての人が安全で円滑に利用できる道路や公園等の整備を図ります。

③ 移動・交通手段の確保

交通の利便性や安全性を確保することにより、障がいのある人の移動、交通手段の確保に努めます。



(9) 差別の解消と権利擁護の推進

障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の様々な権利を守るとともに、市民の障がいや人権についての理解が深まるよう、広報啓発や福祉教育に取り組みます。

① 広報・啓発活動の充実

広報紙やホームページ、研修会、イベント等により、障がいを広く市民に理解してもらえるように努めます。また、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。

② 権利擁護の推進

相談事業所や関係機関と連携し、虐待防止や成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取り組みを推進します。

③ 福祉教育等の推進

学校や地域における福祉教育の充実を図るとともに、研修会やふれあい・交流の機会を通じて、障がいに対する理解を深めます。



具体的な施策と取り組み内容は、人吉市ホームページに本計画書を掲載しておりますのでご覧ください



第2次人吉市障がい者計画

発行：人吉市 健康福祉部 福祉課
〒868-8601 熊本県人吉市西間下町 118-1
電話：0966-22-2111(代) (内線 1143)
FAX：0966-24-9536
E-mail：fukushi@city.hitoyoshi.lg.jp